

武器等の輸出規制に係る審査等の充実強化について

- 昭和 56 年 6 月 12 日蔵関第 671 号
改正 昭和 60 年 6 月 11 日蔵関第 574 号
改正 昭和 60 年 11 月 9 日蔵関第 1122 号
改正 平成 8 年 9 月 12 日財関第 747 号
改正 平成 20 年 12 月 2 日財関第 1413 号

標記のことについては、取りあえず「武器及びその部分品等に該当するおそれのある貨物の輸出審査について」(昭和 56 年 2 月 3 日蔵関第 108 号)に基づき、各税関において輸出審査の充実強化について措置してきたところであるが、今般、第 94 回国会における「武器輸出問題等に関する決議」を踏まえ関係省庁とも協議の上、武器等の輸出規制に係る審査等の充実強化のための事務取扱要領を別紙のとおり定めたので、了知の上適切な運営を図られたい。

なお、必要な人員配置及び事務配分の調整については、当面、各税関の実状を総合勘案の上、弾力的に対処することとされたい。

別紙

武器等の輸出規制に係る審査等の充実強化のための事務取扱要領

1. 趣旨

輸出貿易管理令(昭和 24 年政令第 378 号)の規制を受ける武器及びその部分品等(以下「武器等」という。)の輸出に対する規制を一層的確に実施するため、正常な貿易活動を阻害しないよう配慮しつつ、以下に定めるところにより、審査等の充実強化を図ることとするものである。

2. 本取扱いの対象となる貨物

本取扱いの対象となる貨物(以下「武器関連貨物」という。)は、輸出統計品目表のうちの次に掲げる品目に該当する貨物とする。

ただし、輸出許可証又は輸出承認証若しくは非該当証明書を添付して申告される貨物を除く。

イ. 当該品目に属する貨物の全部又は一部が武器等に該当すると認められるもの

ロ. イ以外の品目であつて、武器等に該当する貨物が誤つて当該品目に該当するものとして申告される可能性の高いと認められるもの

3. 輸出申告書の早期提出

武器関連貨物に係る輸出申告書については、必要な場合には、通常の申告時期より余裕をもつて提出するよう関係者の協力を求めるものとする。

4. 輸出申告書記載内容等の充実

輸出申告書記載内容等の充実を図るため、次により関係者の協力を求めるものとする。

申告に係る貨物が輸出貿易管理令別表第 1 の中欄に掲げる貨物に該当するか否か及び該当する場合にあつては該当する項の番号を輸出申告書に記載する。

なお、この取扱いは武器関連貨物以外の貨物についても適用することとし、このため、輸出申告書の様式を改正し、所要の記載欄を設けることとするが、同改正後の輸出申告書を使用するまでの間は現行の輸出申告書下段の余白部分にその旨記載する。

輸出申告書の品名欄には、できる限り具体的に記載する。この場合において、申告に係る貨物が部分品、附属品又は半製品であるときは、適宜、何の部分品、附属品又は半製品であるかについて記載する。

仕入書等の輸出申告書添付書類には、適宜、貨物の形状、材質又は成分、性能等を記載する。

上記 及び の補完資料として、必要に応じ、貨物のカタログ、写真、仕様書、図面、成分分析表等を提出する。

5. 審査の充実

次により、審査の充実を図る。

貨物の形状、材質又は成分、性能、価格等に重点を置くとともに、必要に応じ申告者から説明を聴取する等の方法により深度ある審査を行う。

審査に当たっては、二次審査を経た上、統括審査官の点検に付する。

6. 現品検査の強化

次により、現品検査の強化を図る。

上記 5 の 審査の状況を勘案して、重点的に検査を実施する。

検査に当たっては、貨物の形状、刻印の内容等に着目することともに、必要に応じ申告者から説明を聴取するなどの方法により現品に即した深度ある検査を行う。

7. 疑義のあるものについての対応

上記 5 の審査又は上記 6 の現品検査の過程で、申告に係る貨物が武器等に該当するか否かの判定が困難な場合には、経済産業省へ照会を行い又は申告者に非該当証明書を提出させる等の方法により処理する。

なお、関係業界に対し、輸出者は、輸出しようとする貨物が武器等に該当するか否か疑義がある場合には、申告前にあらかじめ輸出許可証又は輸出承認証若しくは非該当証明書を取得するよう要請するものとする。

8. 業界への周知徹底

上記の措置の内容について関係業界への周知徹底を図り、その協力を求めるものとする。

特に通関業者に対しては、その取り扱おうとする貨物について、荷主からの聞き取り、内容点検等により貨物の内容を十分把握する等通関手続の一層の適正化に努めるよう指導する。

9. 武器等関連貨物担当の設置

税関に、武器関連貨物に関する次の事項を担当する武器等関連貨物担当 1 名以上及び補助者若干名を置くものとする。

イ．審査及び検査手法の開発

ロ．情報の収集、伝達

ハ．職員の指導

ニ．部内及び経済産業省との連絡、調整